

## 第1回地域発達支援協議会 会議録

- 1 日時 平成30年7月25日(水) 15:00~17:10
- 2 場所 新居浜市こども発達支援センター
- 3 出席者 委員 大藤 佳子                      委員 星田 ゆかり  
委員 関谷 博志                      委員 明智 美香  
委員 合田 史宣                      委員 戎 智世  
委員 安永 亮浩                      委員 石見 慈  
委員 永井 真由美                      委員 西原 泰介  
委員 渡邊 郁雄                      委員 日野 右子  
委員 道田 真由美                      委員 大江 真輔  
委員 村上 泉                      委員 坂上 玲子  
委員 真鍋 真理子                      委員 八木 文恵  
委員 野沢 佐絵美  
アドバイザー 吉松 靖文  
アドバイザー 渡部 徹
- 4 欠席者 委員 高橋 良光
- 5 事務局 曾我 幸一      阪本 博和      新上 美穂      藤田 恵女  
西原 勝則      田中 康一郎
- 6 傍聴者 なし
- 7 議題 (1) 教育委員会あいさつ  
(2) 委員の委嘱及び任命  
(3) 委員自己紹介  
(4) 委員長及び副委員長選出  
(5) 協議題  
① 就学前の支援について～継続的な幼児巡回相談の在り方について～  
② 読み書きに困難を抱える子どもの支援について  
③ 障がいの者の就労について
- 8 議事 開会 午後15時00分

事務局	<p>本日はお忙しい中、平成30年度第1回地域発達支援協議会にご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>前委員の任期満了に伴い、今年度、新たなメンバーにより、本市の様々な障がいや発達に課題のある子どもの支援等に関し協議を深めていけばと考えております。</p> <p>それでは、只今から、第1回新居浜市地域発達支援協議会を開催いたします。</p>
-----	--

	開会にあたりまして、教育委員会からご挨拶を申し上げます。
教育委員会	—— 教育委員会 挨拶 ——
委員	—— 委員 自己紹介 ——
事務局	ありがとうございました。
アドバイザー	—— アドバイザー自己紹介 ——
事務局	—— 事務局 自己紹介 ——
事務局	<p>それでは、新居浜市地域発達支援協議会設置要綱第5条によりまして、本協議会委員長及び副委員長の選出をいたしたいと思いをします。</p> <p>どなたか推薦はございませんでしょうか。</p> <p>——（事務局一任の声）——</p> <p>事務局に一任していただけるということですので、事務局では、委員長に西原委員、副委員長に日野委員をお願いしたいと存じますが、ご承認をいただけますでしょうか。よろしければ、拍手でご承認をお願いいたします。</p> <p>——（拍手）——</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、ここからの進行につきましては、西原委員長さんをお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。</p>
委員長	それでは、早速ですけれども、お手元の次第に従いまして会を進めて参ります。まず、協議題①「就学前の支援について」を事務局から説明をお願いします。
事務局	就学前の支援について、継続的な幼児巡回相談のあり方について報告します。はじめに本事業を行った経緯についてですが、平成28年度の地域発達支援協議会におきまして、就学前の支援について民間の児童発達支援通所施設は

	<p>増えているものの、通所できる幼児の数は微増であることや、こども発達支援センターの早期療育通園事業も希望者が多く、隔週実施の現状から、療育を必要とするものの、回数が足りていない、新規の子どもが入りにくい、思うような受け入れができていない、十分な提供ができていないという需要と供給のバランスが整わない療育に関する課題の提案がありました。療育をうけている幼児等の保護者と各園を対象にアンケートによる実施調査を行い、就学前の支援のあり方を検討しました。アンケートの結果からは、各園において専門のスタッフがいないことから、職員の専門性を上げる支援、保護者のニーズにどう答えるかについて課題を抱えていることが分かりました。それらの解決に向けて意見交換やアドバイスをこの場でいただき、平成29年度は、神郷幼稚園をモデル園として巡回相談の見直しに取り組みしました。</p> <p>取り組み方法は、従来と同様に園での子どもの様子を参観後、巡回相談員と支援等について協議を行いました。巡回相談員は、特別支援教育スーパーバイザーであります渡部徹先生にお願いし、年4回訪問しました。幼稚園の指導要領や保育指針などもご説明いただきました。園の構成や取り組み内容、他の詳細につきましては、資料をご覧ください。今回の巡回相談の取り組みは、保育を見直す機会となりました。話し合いを多く持つことで、保育者の気づきを共有し、適切な支援につなげることで、園全体のスキルアップにつなげることができました。当該園の保育者が気づきとして課題を求めることができたことは大きな成果だったと思っています。このことは、1年の成長として振り返りや、気になる子どもへの支援にフィードバックされ、現在も続いています。今年度は、早期からの発達支援体制の構築として、平成30年度も渡部先生に依頼し、新居浜保育園において3回実施することになっております。以上です。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。</p>
	<p>アドバイザーの渡部徹先生には、巡回相談員としてご指導をいただいたという事で、先生からもお話しをいただけますでしょうか。</p>
アドバイザー	<p>新居浜市独自の就学前の幼稚園・保育園の巡回相談と小中学校の巡回相談があると思うのですが、0歳児から義務教育終了(できることなら高等学校終了)までの一貫した仕組みで行う巡回相談の構想・計画が新居浜市にはありますか。このことをはっきりさせることで、就学前の巡回相談の位置づけ(役割)がわかると思います。</p> <p>平成29年度は幼稚園で継続的な巡回相談を行い、今年度は保育園で行いますが、行政の仕組みで、幼稚園の保育園の窓口が福祉に置かれている自治体と教育委員会に置かれている自治体があります。新居浜市の場合は福祉に窓口が</p>

	<p>ありますか。</p>
事務局	<p>認定こども園の園につきましては、福祉部門に関係していますが、それ以外の幼稚園に関しては、教育の分野となっております。</p>
アドバイザー	<p>新居浜市のこども発達支援センターは教育委員会の所管ですね。先ほどの挨拶の中にもあったように福祉と教育委員会が垣根を越えてどう実施していくのかを受けて、一貫した巡回相談をどうするのかを考えていくと、発達支援課で取り組んでいる就学前の巡回相談の位置づけがはっきりするのではないのかと思います。</p> <p>他市の巡回相談も含めてですが、私が巡回相談に訪問した際、「気になる子どもの実態把握と園で取り組む内容」についての相談だったらいいのですが、この3月に幼稚園の教育指導要領と保育園の保育指針が変わったことで、保育そのもののアドバイスを求められる傾向が出てきています。いいことでもあるのですが、相談内容の線引きがはっきりしていないと、相談員の役割があいまいになり、何を相談・協議しているのか分からなかったというのが昨年度から今日までの印象です。</p> <p>相談員の役割のことについて、もっとお話しすると、保健センターの1歳半や3歳児健診後のフォロー教室を卒業して幼稚園や保育園に就園している子どもの中には、どこの支援も受けずに就園している子や、こども発達支援センターに通いながら就園している子、受給者証をもらって児童発達支援事務所に通いながら就園している子どもが在籍しています。例えば、巡回相談の対象児の中に発達支援センターに通っている子がいる場合、その子についてのアドバイスを私の巡回相談を行うのか、発達支援センターの担当職員が出向いて巡回相談を行うのか。巡回相談の相談員の住み分けが必要になるのではないのかと感じています。また、以前から行っている愛媛県の療育支援事業や県が行っている巡回相談もあります。このように様々な巡回相談がありますので、整理をして、5歳児と小学校を繋ぐことに役立つ巡回相談があれば、小学校1年生の問題が解決するように感じています。</p> <p>次に、巡回相談を受ける幼稚園や保育園のことですが、だいたいの園が対象児の様子を見せるためにフルーツバスケットか椅子取りゲームをしてくれます。しかし、毎日そのゲームを行っているわけではないと思うので、特別なものを見せるのではなく、普段している保育を見せてもらって、普段の保育の中の支援をどうしていくのかをアドバイスしたいと思っています。こういう流れを作るためにも、今までにお話しさせてもらった「巡回相談の位置づけや役割」が伝わるような、新居浜市の巡回相談の仕組みを明確にしていく必要があると</p>

	<p>思います。他機関の巡回相談も含めて、内容の交通整理を行う良い機会だと思うので、よろしくお願いします。</p> <p>昨年度は公立の幼稚園に継続的に巡回相談に行きましたが、新居浜市の公立幼稚園は4歳児からの2年保育です。4歳児で集団生活が初めてという子どもたちは3歳児から集団生活に入っている子どもたちと比べると、気になる行動が多くなります。それは発達障がいというよりも集団に慣れていない影響の範疇ではないかと私は思いました。1年間で子どもの成長を見ると、順調に育っているのではないかと。また、他機関の支援を受けながら幼稚園に在籍している子どもについては、その支援員さんもつき、発達支援課も応援している状況で、その子なりに順調に成長しているのではないのかなというのが昨年度の印象でした。今年度は保育園に行っていますが、巡回相談の趣旨がはっきり伝わっていないからか、先ほど述べたような状況になっていました。これから継続的に行っていく中で、方向性がはっきりすると良い流れで進むのではないかと 생각합니다。</p> <p>長々とお話ししましたが、話をまとめると市として継続的な巡回相談を作ってほしいことと、私の巡回相談員としての役割は年長から小学校1年生に上手に繋ぐ支援に役立つような巡回相談を行うことなのではないのかということです。</p> <p>委員長      ありがとうございます。大きな宿題が出されたのではないかと思います。巡回相談の在り方について、幼児から高等学校を含めた一貫した巡回相談の在り方を市として検討する必要があるのではないかとという貴重なご意見をいただきました。すぐに実施することはできないと思いますが、この協議会は第2回、3回とありますので、方向性について、ご報告させていただいたり、協議したりすることで、より前に進むのではないかと思います。ありがとうございます。このことについて、ご意見を伺いたい方はいませんか。</p> <p>委員          渡部先生のお話にあったような形で、先駆けて行っている市はあるのでしょうか。小中高の巡回相談を一体的に行っている市はあるのでしょうか。</p> <p>アドバイザー      定期的に行っているのが、東温市で、幼稚園、保育園、小中学校を継続的に全部まわっています。松前町も、幼稚園、保育園、小中学校を全部まわっております。大洲市と四国中央市が市独自で巡回相談の仕組みを作って行っているはずですが、内子町も実施していると思います。</p> <p>委員長          ありがとうございます。他にご意見はございませんか。</p>
--	---

事務局	<p>保育指針が変わって、巡回相談の内容が保育指針に関するアドバイスなのか、気になる子のアドバイスなのかで、だいぶ違うと思うとのことでしたが、学校現場では、全教職員対象に研修があって、指導要領が変われば、名目上はどの教員も全員熟知しているという形にはなっているのですが、保育現場や幼稚園現場では、保育指針や指導要領が変わったりした場合、保育者に対して周知や研修はどのようになっているのでしょうか。</p>
委員	<p>新しい冊子が全員に配られるので、それを見たり、研修に何人かが参加して、それを持ち帰って園の全教員でもう一度勉強しなおす形です。まだ変わったばかりなので、資料を読んだり研修に参加したりして理解しようとしている段階です。勉強はするようにしています。</p>
委員	<p>私は、愛媛県保育園の会長をしていますが、愛媛県の保育協議会が主体となって、今回の指針の改定に対してどのようなところが変わったのかについて研修をするようにさせています。今回、「10の姿」の変更などがありました。保育指針を読み込んでいる保育士は、まだまだ少ないというのが現状です。県の保育協議会の研修会には、大体300～500人が参加しますが、県下の保育士の数からいうと20分の1ぐらいしか研修することができません。だから、できるだけ機会を持つようにしたいと考えております。しかし、本年度から保育士の給与を上げるためにキャリアアップ研修というのが始まり、乳児保育、幼児保育、障害児保育の研修があり、その上、指針の研修がありますと、保育士は保育ができないというぐらいの研修漬けになっています。保育指針の徹底は全国的レベルで頑張らないといけないことですが、難しいのも現実だと思います。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。小中の場合は2年間ぐらいに分けて全教職員が新たに変わったところを研修できるわけですが、保育現場では、一部の先生が聞いて伝達していくという形で、なかなか指針の徹底は難しいという解釈でよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>そうですね。読み込むことが大事だと思っております。</p>
委員	<p>保育現場や小学校の通常の学級でも、一定数の割合で発達障がいの子どもの数が増えています。特別支援学級にするか、通常の学級プラス通級にするかという話でも昔と基準がだいぶ変わってきていると感じます。小学校の就学の時に</p>

	<p>なり迷われる保護者も多いですし、自分の子どもはどこがいいのだろうと思うのです。発達支援課では、7～8月に就学の相談や発達検査をされていると思うのですが、送り出す側の幼稚園・保育園側の先生の情報と、受ける側の小学校に、保護者の希望も含めてどのように伝わっているのかと思う部分があります。保護者が総合的に考えた内容が、個別のケースで丁寧に引継がれていない現状も外部で耳にすることもあります。巡回相談は大きな目でみる部分ですが、より丁寧に行える個別の引継ぎの場を設けたり、増やしたりしていただけたらいいのかなと思います。指針をみんなが理解して、個別の引継ぎなども改善していかないと、入学しても子ども達が戸惑ってしまうかもしれません。保護者が、一番後悔しないようにしていただくよう、全体のシステムも大切ですが、個別への丁寧な対応ができるような仕組みもできるようになればいいなと思います。</p>
委員長	<p>小学校に就学する際、就学相談を希望されたご家庭の情報は園等から入ってくるのですが、希望されなかったご家庭の情報は入ってこないのが状態です。入学してから家庭訪問や発達支援課に入ってもらえるケースがあります。</p>
委員	<p>就学相談を希望しなかったとしても、幼稚園・保育園が心配だと思っているケースの情報を小学校の先生に引き継ぐということはないのでしょうか。</p>
委員長	<p>個人情報の兼ね合いもありますので、難しいと思います。情報をあげたいのだけれど、あげられないケースもあると思います。</p>
委員	<p>幼・保から学校にあげている指導要録には、気になることなどを書いていると思います。そこから読み取ることは難しいかもしれませんが、指導要録は小学校の先生は読んでもらえているのでしょうか。</p>
委員長	<p>要録に書かれていないケースも多く、どうしてだろうと思うこともあります。おそらく、書けないのだろうと汲み取ることがあります。</p>
アドバイザー	<p>4月に文書が流れたと思いますが、学籍の記録と5領域の記録と、来年4月から「10の姿」も記録することになります。この「10の姿」のところ、細かい部分がかかれると思います。1年生の教科でカバーできない気になる子については、特別支援学級の自立活動の内容を通常の学級の授業の中で行い、配慮することになります。「10の姿」と自立活動の内容がマッチングする仕組みになっています。まだ実施していないですし、研修もできていませんが、</p>

委員	<p>3～5年すると上手く動きだすのではないかと思います。</p> <p>個々のケース会を丁寧にするのであれば、それでよいと思いますが、全員にできないのであれば、ある程度のごことは文書で行っていく必要はあると思います。文章で引き継いでいると、その子のイメージをある程度汲み取ったうえで、クラス編成などを考えることができると思います。入学してからでは遅いと思うので、子どもの情報を丁寧に引き継ぐことができたら、その部分を解消することができるのではないかと思います。</p>
委員長	<p>就学相談にあげられている子に関しては、すごく丁寧に情報があがってきますので、可能な限り対応しています。上がってきていない子どもは難しいところもあります。</p>
委員	<p>組織も変わるので、幼稚園・保育園から小学校に様々な個人情報を含めた文章を許可なくあげるとするのは非常に難しいことだと思います。この話は、新居浜市だけで解決する問題ではないと思いますので、県にも動いていただきたいと思います。</p>
事務局	<p>現状では、保護者の了解がなくても、支援のいる子どもを放っておくわけにはいかないため、園で心配な子どもがいれば巡回相談を利用して、何らかの手厚い支援を受けるようにするという方法があります。また、小学校側が園に向いて情報を得てくるといった方法の2つのシステムがあります。誰も把握していなくて、小学校で困ってしまうケースは減ってきていると思います。</p>
委員	<p>確かに減ってきていると思いますが、保育園全体と個々の保育園がどのように動いているかは別の問題だと思います。新居浜市の保育協議会においては、障がいのあるお子さんについて、このようにしていこうといった協定が結べるとよいと思います。</p>
アドバイザー	<p>幼稚園・保育園から、情報をあげることは難しいので、小学校が5～6年前に始めているスタートカリキュラムをオープンにし、そのうえで、保育指針に書かれているように園と小学校との連携を深めていかなければならないと思います。年長児に対して、11月の頃から、アプローチカリキュラムやチャレンジカリキュラムを行うためにも、「10の姿」は重要になると思います。リードするのは、小学校のスタートカリキュラムであり、小学校1年生の始めにすることを園側に示さないと、幼稚園・保育園の就学前の指導が難しいのでは</p>

<p>委員長</p>	<p>ないかと思ひます。このことも、3分の1ずつの伝達になるために、全教員に伝わるまで半年かかります。新しい教科書になる2020年から動きだすための準備をしてもらう形になります。</p> <p>時間をかけながら、システムを作っていく、事務局が先ほど言われた2つの方法・流れを作っていくればよいと思ひます。そのためには、小学校のスタートカリキュラムの充実が必要で、就学前の健康診断の時に、このようなスタートカリキュラムがあるので準備してほしいといった情報の発信を小学校側から行ってほしいと思ひます。</p> <p>さまざまな意見をありがとうございます。</p> <p>それでは、次の協議題②「読み書きに困難を抱える子どもの支援について」に移らせていただきます。</p> <p>近年、高等学校入学試験に際しまして、ディスレクシア（読み書き障がい）の生徒に対し、合理的配慮ということで、ルビ打ち等の対応が求められてきています。このため、受験を控えた中、中学校においてその対応に追われている場合があります。また、小学校等においては、読みの基本的な習得が困難な場合、国語の学習のみならず、すべての学習に影響を与えていることも少なくありません。このため、読み書きに困難を抱える子どもに対し、早期にそのニーズを把握し、早期の適切な対応を図ることが必要であり、そのシステムづくりを構築する必要があるものと考えられます。このため、先進地における取組について、先日研修に行ってきましたので、事務局より報告等をいただきます。委員の皆様のご意見等をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>読み書きに困難を抱える子どもの支援について、特に、平仮名の読みの効果的な指導方法の研究の視察（福岡県飯塚市・嘉麻市）について、報告します。</p> <p>近年、ディスレクシア（読み書き障がい）または、その疑いのある児童生徒に対して、ルビうちなどの合理的配慮を行っています。その子ども達の中には、小さい頃から読みに困難を抱え、国語の学習のみならず、他の学習、勉強がわからないことに起因する自尊感情ややる気の低下といった二次障がいへと発展したりする子もいます。そこで、早期の段階で、子どもがつまづく前、又は、つまづきが深刻化する前に指導・支援を行うプログラム：多層指導モデルMIMというものがあります。そのMIMを利用して小学校第一学年の指導で流暢な読みの力を見につけるといふ支援について考えたいと思ひます。そのMIMという教材は、3階層（ステージ）に応じた指導を授業の中で行うのですが、指導しながらアセスメントを行い、流暢な読みの力をつけるという学びを保証していくものです。視察日時・場所は、記載のとおりです。目的は、先ほど申</p>

	<p>しましたものです。</p> <p>研修内容としましては、飯塚市立飯塚小学校通級指導教室担当の杉本ようこ先生のご指導をいただきました。杉本先生は、MIMの開発者の海津あきこ先生と一緒に研究をしている方です。飯塚市では、10年を迎えるMIMの取り組みをしています。1年生の段階で、しっかり読みの力をつけるという指導法および教材について、それから、ステージ別の指導例、これは隣の嘉麻市のもので5年目を迎えた市のシステム作りにも触れさせていただきました。嘉麻市において取り組んでいる構音指導についてどのようにしているかについても教えていただきました。このMIMによって、子ども達の学力向上、生きる力につなげることができないかという思いで視察をさせていただきました。現在、このMIMを使った指導を新居浜市の2校において、実践しております。新しいことを取り組むにあたりまして、教員の理解も重要なのでこれからどのように啓発していくのかということが課題です。</p>
委員長	<p>吉松先生、愛媛大学においても、「読み書き障がい」についての研究が始まっていると伝え聞いておりますが、何か情報やご意見等をお願いします。</p>
アドバイザー	<p>愛媛大学の特別支援教室で教員が行っている部分があります。附属学校がありますので、幼稚園から高校までの連携があり、一貫した支援体制の構築を行っていますが、支援体制がまだ整っていない部分があります。附属高校では、こういった子どもへの合理的配慮について、校内体制でユニバーサルな教材の見直しや授業中・試験中における合理的配慮を行うという取り組みを始めています。ICTも積極的に活用して、学習を定着させるという取り組みも行っています。MIMを教えてください、幼小の附属でどう対処するか考える必要があると思いました。大学の授業の中では、MIMのような支援ツールやアセスメントツールなどを取り上げています。大学が主導で附属の学習に困難のある子どもについては、通級的な指導を行うシステムを、附属小中高であれば、文科省の事業で最長3年は誰でも受けられるということになりました。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。他に意見等ありませんか。</p>
アドバイザー	<p>小学校1年生は6月くらいに特殊音節を習います。「びょういん」と「びょういん」を書き分けることを習うのですが、頭の中の音声が変わらないので、頭の中の音声を体の表現で覚えてから文字にしましょうという形を取ります。小さな「っ」の場合は、手を握って行います。長音は、手を合わせて伸</p>

	<p>ばします。これが、MIMが教えようとしていることです。4年生や5、6年生でも、撥音が上手く習得できていない子に対しては、当たり前前にMIMの取り組みをできるようにしてほしいと思います。</p> <p>書くことが難しい子どもには、鉛筆よりもボールペンのほうが、力なくともスムーズに書ける場合があります。また、消しゴムのように消すことができるボールペンもでてきているので、どのような道具を使えば書くことができるのか等、子どもが抵抗なく書くことができる道具を見つけることも必要だと思います。MIMの導入の際は、使う道具も柔軟に選択できるように広めていってほしいと思います。</p>
アドバイザー	<p>MIMというのは、多層指導モデルです。3つのステージがあり、第1ステージで通常の学級全体でアセスメントして指導支援を行い、それでもわからない子ども達は、より集中的な指導支援として、小グループで行います。効果が不十分な子どもに対しては、より専門性の高い指導を行います。アメリカでは、RTIという介入に対する反応、日々の支援の効果を見ながら、どのレベルまで子どもの支援をあげていくのかを見ていきます。読み書きに限らず、他の学習においても、同じ発想が広がっていく必要があると思います。</p> <p>特殊音節などの音韻意識を育てていくことに関しては、小学校で習う時期に入れて欲しいものです。さらに、幼児期における音韻意識を育てるために、言葉遊びも取り入れて欲しいです。今回の幼児指導要領などは連続性に触れています。ただ幼少保を連携しましょうというスローガンを掲げるだけでなく、実際の日々の保育と教育との連続性を、保育士や教師が、取り入れやすい活動の中で行ってほしいと思います。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。大藤委員、何かご意見はありますか。</p>
委員	<p>昔ながらの子育ての童歌や、リズムを使って発生する時代ではなくなってきました。リトミックや身体を動かしながら言葉を覚える、音楽にのって言葉を覚えるのは効果的だと思いますので、保育園や幼稚園で遊びの中で行うことは、小学校へつながることだと思います。ただ、1～2歳のお子さんには有用だと思うのですが、小さい頃の保育がないままで育ってしまったお子さんが、その後、指導しても伸びにくい現状もあります。いろいろな人からの遊びや保育等が届かない人、鬱や精神疾患を患っている保護者の子ども等には、支援が届きにくいと病院では感じています。全体として、そういう方々のことも考えて支援していければいいなと考えています。</p> <p>私は医師会として、委員に入らせてもらっていますが、幼稚園・保育園の健</p>

	<p>診医や学校医に対しても、これらのことを踏まえて指導をしていかないといけないと思います。新居浜市の学校医には内科医が多いので、就学前健康診断の時に、どうやって関わってもらいたいのか学校側のニーズを伝えていただければ、新居浜市の医師会に伝えることができると思います。学校医の専門性は高くなってきており、難しくなっていますので、医師会との連携をしていただければとも思います。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。大変重要な示唆をいただきました。また、検討していただきたいと思います。</p> <p>視察を行った飯塚市では専門的に長く携わっている先生がおり、今に至っているように感じます。一つの教育委員会が取り組んでいくことは大変だと思いますが、吉松先生、愛媛大学との共同研究とか、何か方策はございませんか。</p>
アドバイザー	<p>地方大学は、地域の役に立たないといけないという重要なミッションがありますので、共同研究等、言っていただければ可能だと思います。</p>
委員長	<p>渡部先生何か意見ございませんか？</p>
アドバイザー	<p>高等学校の別室受験の件ですが、現在の愛媛県（特別支援教育課）の立場は、在籍している学校の学校長と、受験する学校の学校長との話しあいによって、対応を決める形であると言われていました。中学校と高校の校長会の中で、どこまで共通理解ができているのかが気になりました。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。新居浜市でも、ディスレクシア対応等は実績を作っておかないといけないということで、対象のお子さんには、ルビうちなどを行って実績を積み重ね、高校受験の前に受験校側と相談するという形でした。渡邊委員、何かご意見ありませんか。</p>
委員	<p>県立の高校入試に関しては、特別措置願いというものがあります。それに則って行っています。先ほど言われていた、中学校でどのように配慮していたかは参考にさせていただいて、対応しております。特別措置願いがでて、高校側で検討させていただくという形を取らせていただいています。本校ではありませんが、30年度の入試においても、市内の高校受験でルビうちがあったと思います。</p>
事務局	<p>県の考えとして、中高の校長先生の話し合いということで、合理的配慮が行</p>

	<p>えるという捉え方をしました。実績というものが、センター入試の時に必要であるといわれ、高校の校長先生の中に実績を求められた先生もいます。</p> <p>また、高専の受験に合理的配慮をお願いした際は、日本高専機構のため、校長先生らの話し合いではなく、実績が必要になりました。総合的に考えていく場合、中学校への支援に関しては、合理的配慮を実績ということで早い段階で行っておくほうが良いということでしょうか。</p>
アドバイザー	<p>子どもがどこに受験するかわからないので、どこに受験をしてもよいように実績を作っていく必要があります。新居浜市の取り組み方でいいと思います。さらに進むのであれば、I-Padを使うかどうかの部分が出てくると思います。I-Padがあることで、通常の授業がさらに分かりやすくなるという東京都での事例等があがってきています。I-Pad 使用なども含めた実績をどう積み重ねていくかも課題だと思います。</p>
事務局	<p>今年の実績として、高専では、語の長文読みあげは、可能になったので、だいぶ風穴はあいてきたと思います。</p>
委員	<p>別室受験や受験の時に配慮してもらうために、診断書がほしいといわれて病院に受診されるケースがあります。校長先生の話し合いが必要とのことですが、診断は必須なのでしょうか。</p>
委員長	<p>要ります。</p>
委員	<p>病院として書けることは、実際に現場を見ていないので、本人と母親の申告に基づいたことしか書けないという現状です。診断書を書くにあたって、学校の授業でどういったことに困っていて、配慮をしているのか等を文書でいただいた方が良いでしょう。診断書を丁寧に書くのであれば、必要だと思います。そこまではしていないのでしょうか。</p>
委員	<p>高校の立場としては、公平公正が確保されなければなりません。しかし、特別措置願いなので、合理的配慮をしてくださいという依頼があつて動きます。</p>
委員	<p>配慮をしてくださいということを保護者から聞いて診断を書けばいいのか、学校から文書をいただいたうえで書けばいいのか…、どうでしょうか。</p>
委員	<p>どこの学校を受験されるかによって、変わってくるのだと思います。</p>

委員	私立もこの対象に入りますか。
委員	私立は、また別です。
アドバイザー	ルビうちなどを中学校で認めるために、診断書がないと対応できないのでしょうか。
委員長	そこまでは求めていないのですが、先ほど出てきたケースは、小学校の時からディスレクシアがあり、能力をのびのび活かしたいとのことで、小学校で行っていた配慮を中学校でも引継ぎをし、継続的に支援をしていました。許可をもらうために病院の方で診断もいただき、スムーズにいった事例です。
委員	お願いになりますが、診断書のひな型や学校の個別の支援計画などは、共通で行き来できる文書だと思うので、その文書を病院側にもいただけるのであれば、診断が可能だと思います。中学生以降のお子さんは地域の精神科の先生に通院するケースもあり、このことを知らないこともあると思います。ドクターに正しく診断書を書いていただくためのものを用意しておきたいと考えておりますので、個別の支援計画か指導計画をお知らせいただきたいと思います。
副委員長	中学校で支援を行っており、進学を希望するする高校に早めに話し合いや様子を見に行き、特別措置願いを出してもらう流れになるのですが、最終的には、県立入試なので、県教育委員会が承認した高校が対象ということになります。県内からさまざまなケースがあがってきて、それに対して、支援を公平・公正性が保たれるように判断します。学校同士が話し合いで納得しているからといっても、必ずしもその流れでいくわけではないということは頭に置いてほしいと思います。希望した形で受験できるように、中学校からいただいた情報を高校にあげますが、実際には対応できる部分とできない部分があるかと思っています。
事務局	最近、読み書き障がいの診断が出たと保護者の方から聞いたケースがありました。授業の中で、どのように対応していくかを検討していますが、1，2年生の段階で、ルビうちが必要だったり、宿題の調整が必要だったりして、本当に必要なところはどこなのか手探りの状態です。特に、小学校低学年ディスレクシアのお子さんに対して、どのように対応していけば良いのか迷うことがあ

	<p>ります。幼児期における読み書きの困難さや、困難さがどこからきているのか、アセスメントに関するところで課題があり、MIMにも取り組みたいと考えています。アセスメントに関するアドバイスなども、先生方のご意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。</p>
<p>委員長</p>	<p>これらも含め、愛媛大学と共同研究を進めていただき、早期の支援のあり方は、大変大切なことだと思います。</p> <p>それでは、協議題③「障がい者の就労について」に移らせていただきます。</p> <p>昨年度の第3回目の協議会において、アドバイザーの先生から「A型事業所やB型事業所の現状等をまとめておき、それを学校現場に知らせておいて、教材に使ったりすることで、子どものころから障がいに対する啓発が生まれ、共生社会の実現につながるよう人権意識を育てていく必要がある」とのご意見をいただきました。今回、この件について事務局から道田委員にご依頼しているとのことですので、道田委員から説明をお願いいたします。</p>
<p>委員</p>	<p>障がい者の方の働き方には、福祉的就労と一般就労があります。福祉的就労には、障害者総合支援法に基づいて目標がかかげられ、障がい者の能力や職業能力により民間企業で一般就労が難しい場合に、福祉的サービスとして提供されるものです。障がいの配慮をうけながら働くことと言えます。私ども労働行政を担うハローワークとしましては、職業の安定のために、「福祉的就労」としてA型事業と、民間企業との雇用契約を結んで就労する「一般就労」の2つを取り扱っています。</p> <p>昨年度のハローワーク新居浜での状況をお知らせします。障がい者に対する職業の紹介状況についてまとめたものがありますので、資料をご覧ください。</p> <p>1年間の紹介就職者は、85件となっています。これは、障がいのある方が、ハローワークを通して就職した件数です。身体障がい者、知的障がい者、その他障がい者に分けています。その他障がい者とは、発達障がい者、高次脳機能障がい者などが含まれます。昨年度就職された85件のうち、障がいの種類を問わず、一般就労した方の件数は66件（77%程度）で、A型事業所に就労した数が19件（20%程度）です。発達障がいはその他障がい者に含まれるので、10件となり、一般就労が7件、A型事業所への就労が3件という結果でした。一般就労した方の就職先は、病院での調理、調理補助、スーパーでの販売、接客等があります。まれなケースですが、コンサルタントに関する仕事に就いた方もいます。</p> <p>一般就労に関する特徴として、ハローワークから事業所へ紹介する際に『障がいや病気を開示するかどうか』という部分があります。内部疾患は別として、</p>

	<p>身体障がい（車いすに乗っている）等、見た目ではわかる障がいの方もいますが、発達障がいのようなその他の障がい者については、気づかれにくい部分があり、障がいを開示せずに就職した方が多くいます。85件のうち、障がいの開示をせずに就職した方が9件で、その詳細は、身体（内部疾患が主）の方が2件、知的障がいの方は0件、精神が3件、そして、その他障がい者が4件（3件が発達障がい、1件が難病）というような構成になっております。ハローワークの窓口では、本人の意思は尊重するのですが、障がいを開示・不開示することのそれぞれのメリット・デメリットを丁寧に説明し、就職がゴールではなく、職場に定着することを目標とするということを理解してもらえるように相談をしております。そして、必要に応じて開示することを助言しております。</p> <p>福祉的就労の状況については、大江委員さんのほうが詳しいと思いますので、お願いします。</p>
委員	<p>障害者手帳所持者数は7千人います。そのうち、「福祉的就労」を使われている方が、就労継続A型事業所とB型事業所を合わせると、約300名（29年度見込）になります。移行支援事業所は、就労のために2～3年通うような専門学校のような所で、14名が利用しています。生活介護事業所は、デイサービスであり、創作活動・レクリエーションを中心にした日中活動があります。自立訓練・生活訓練事業所は、働くという意味あいよりも一人暮らしをするための生活に必要なスキルを訓練する場所です。</p> <p>新居浜市内には、A型事業所が5件、B型事業所は9件、生活介護事業所が10件あります。移行支援事業所は1件しかなく、この事業所は精神障がいの方が利用されるものなので、知的障がいや身体障がいの方が利用できないという状態で、新居浜市の課題となっています。各事業所の利用状況は、平成30年4月1日現在で軒並み100%を達成しています。新居浜市においても、今後の卒業生を受け入れる所がなくなっている現状ですので、特別支援学校で事業所説明会などを実施したり、ハローワーク主催の求人顔を出して広報させていただいたりしています。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>新居浜特別支援学校の就労の状況はどのようになっていますか。日野副委員長、説明をお願いします。</p>
副委員長	<p>新居浜特別支援学校の卒業生の進路状況について5年間の数字を資料にまとめています。一般就労とA型事業所に半数程度が就職し、あとはB型、生活介護事業所などを合わせて半数程度となっています。長期に渡って事業所を利</p>

	<p>用される方が多いので、今後の卒業生の一般就労の就職先を新規に開拓したり、情報収集を、本校の就労支援コーディネーターが熱心に行ったりしているのですが、全員の行き先があるのだろうかと不安な部分があります。</p>
<p>委員長</p>	<p>ありがとうございました。その他、ご意見等、ございませんでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>就労支援事業センターの事業は、ハローワークと連携をさせていただいて、登録者数は、新居浜と西条を合わせて275名近くになっています。約半数の方が、もともと就職されていた方です。大切に感じていることは、「職業の準備性」の部分、「マッチング」の部分、「職場定着・継続していく」という部分の支援の3つの柱です。私たちは、成人の立場から、子どもの在り方を逆向きに見ているので、生活していくスキルや職業がどんなものであるのか、助けを求めることや、相談、報告すること等を小さい頃から行っておくと『働く』という部分につながりやすいと感じています。企業に理解を求めていくのも自分たちの仕事だと思っていますし、企業の風土や文化、出来ることと出来ないこと等を保護者に理解してもらうことも必要だと思っているので、これらの部分も合わせてお話していきたいと思っています。</p>
<p>委員長</p>	<p>ありがとうございます。質問等ございませんでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>就職を希望された方で、就職された人の数はよくわかったのですが、就職ができていない人の人数などはあるのでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>常に150人ほどが就職希望しており、85人が就職し、新しい希望者が85人くらい入ってくるという感じです。</p> <p>また、今年度（4～6月の3ヵ月間）の傾向は、新たに求職の登録をされる方は昨年度までに比べて減少傾向にあると思います。</p> <p>発達障がいに関しては、小さい頃に発達障がいだとなかなか気づかず、成長してから分かった人もいます。小さい頃に分かっている子に関しては、保護者の意向が反映されやすいですが、保護者の方の支援を求めたい気持ちが高ければ高いほど支援は受けられやすい現状があります。本人も含め周囲に障がいを感じにくい方は、成長したあとで「準備性」の部分を補っていかなければならないので、困難度が大きくなり、本人の困り感も強いのかなと思います。また、障がいの程度によっては手帳が取れない場合もあります。法定雇用率というものがあり、積極的に採用してくれる民間（一般）企業もありますが、手帳がないと雇用率にカウントできないために能力が高くても後回しになってし</p>

	<p>もう現状もあります。なので、手帳のある方に関しては、A型事業所に採用されよりも一般企業に採用される方がしやすくなっている現状があります。</p>
アドバイザー	<p>A型事業所の運営や経営は難しいといわれていますが、新居浜でのA型事業所の数は増えたりするのでしょうか。また、特例子会社設立の情報などありましたら、教えてください。</p>
委員	<p>経営に関してはわかりませんが、現在5つの事業所があり、定員は減っていない状態です。施設外就労も積極的に行っていて、施設以外の会社に、支援者と一緒に派遣して、外でお金を稼ぐことで、最低賃金の保証をしている場合もあります。特例子会社は、住友林業の関連の会社『すみりんウッドピース』が新居浜にあります。7～8人ぐらいが就労しています。精神の方と、発達や知的の方が中心で、個人で入られています。</p>
アドバイザー	<p>ありがとうございました。全国的にA型事業所が減ってきているので安心しました。</p>
委員	<p>全国的には、利用者さんの行き場が確保できない地域もありますが、新居浜のそういった情報はハローワークの方でも聞いてはおりません。なお、特例子会社の求人は、1年間で1件もありませんでした。当初に採用された方が、継続して勤められているのだと思います。</p>
アドバイザー	<p>特例子会社が増えて欲しいという夢があります。ありがとうございました。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。 アドバイザーの先生方、何かご意見ございますか？</p>
アドバイザー	<p>I C Tのように、汎用的なスキルが、経営や教育で重視されてきています。特に、障がい者にとって必要なスキルは、自分にとって必要な配慮を調達するスキルであると思います。教育段階において、自分で努力する価値を教えるのですが、自分だけで努力するのではなく、自分に必要な支援を自分から求めていくスキルは、特別支援学校などで重視しているところです。先日、就職面談会議を開き、その中で事業所の方が「働くスキルも重要だが、『どんな仕事をしたいか』ということを持っていない人は就労しても維持が難しい」とお話しされていました。そういった問題もあるので、働くスタイル、態度や意欲などを教育段階や学びの場でどのように育成していくかは、教育の現場における重</p>

<p>委員長</p>	<p>要なことだと思いました。</p> <p>また、読み書き障がい等につきましては、専門医の不足の問題があると思います。県立高校は、公正・公平という観点のわかりやすい基準として診断を求めますが、法に照らし合わせれば、診断は必須ではないという原則があります。だから、この場所でどのような答えを出すというわけではないのですが、本当の公正公平の意味が、今後問われていくことだろうと思います。その点においては、診断よりも実績というところが重視されると思います。今日の大藤先生の話は重要だったと思います。責任を持って診断書を書いてもらうのは、医師の仕事だと思います。医師にきちんとした診断を書いてもらうために、教育や福祉がどれだけきちんとした情報を提供するか、こういった役割分担が重要ではないかと思います。</p> <p>ありがとうございます。それぞれの支援を受ける方が上手く生きていけるように、教育・医療に携わるものが、それぞれの立場で連携して、問題を解決していけるようお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、本日の協議会を終了させていただきます。ありがとうございました。</p>
------------	---